



島根県報

平成26年12月12日（金）

第2,657号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類	（青少年家庭課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	2
指定施業要件の変更予定保安林（3件）	（森林整備課）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（水産課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（中小企業課）	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（ 〃 ）	5
廃川敷地等の発生	（河川課）	6

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	7
都市計画事業の認可	（ 〃 ）	7

【特定調達公告】

島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステムの購入に係る一般競争入札の 実施	（教育施設課）	8
--	---------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す る者の総数の50分の1及び3分の1の数		10
不在者投票を行うことができる施設の指定		11

告 示**島根県告示第679号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16024	雑誌	世界の処刑と拷問	笠倉出版社	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
16025	雑誌	ヤバすぎ【検証】悪い手口	(株)三オブックス	
16026	雑誌	実話裏歴史SPECIAL	ミリオン出版	
16027	雑誌	純愛オトメ日記	ポプリコミック	
16028	雑誌	アイドルマスター	ポプリコミック	

島根県告示第680号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
佐藤 泰之	外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成26年11月28日
濱田 智津子	神経内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成26年11月28日

島根県告示第681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
益田駅前クリニック	益田市駅前町17-1 益田駅前ビル208	精神通院医療	平成26年12月1日
益田市国民健康保険診療施設 美都診療所	益田市美都町都茂1813番地1	精神通院医療	平成26年12月1日
りんご薬局	松江市美保関町森山765-2	育成医療 更生医療	平成26年12月1日
浜乃木薬局	松江市浜乃木二丁目7-13 北川ビル1F	育成医療 更生医療	平成26年12月1日

		精神通院医療	
天神中央薬局	出雲市塩冶有原町六丁目45-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年12月1日
こころね訪問看護ステーション 西津田	松江市西津田三丁目13番3号	精神通院医療	平成26年12月1日

島根県告示第682号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年1月13日農林水産省告示第34号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、雲南市役所、奥出雲町役場、飯南町役場及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第683号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年2月16日農林水産省告示第248号(1)

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、奥出雲町役場、川本町役場及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第684号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年2月16日農林水産省告示第249号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、益田市役所、雲南市役所及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第685号

次の加入区については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項の規定による同意があったと認めたので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定養殖業の種類

わかめ養殖業

2 加入区の名称

特養加茂加入区

3 加入区の区域

漁業協同組合JFしまねの地区のうち隠岐の島町加茂の区域

島根県告示第686号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

安来プラーナ 島根県安来市安来町761-4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	備考
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	南脇 政文	
(有) ひきの	島根県安来市安来町761-4	引野 勝之	
(株) 堀口商店	島根県安来市安来町1589	堀口 敏雄	退店
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) 落合	鳥取県米子市角盤町一丁目27-8	落合 伸介	

(有) つるだや	鳥取県米子市角盤町三丁目100	鶴田 陽介	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
山本 孝之	鳥取県日野郡日南町生山720		
合同会社おちらと	鳥取県米子市錦海町二丁目6-13	野田 明男	退店
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119-2	泉 司	
(有) フォト文具いちかわ	島根県安来市広瀬町893	市川 洋二	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32-13	指田 努	
(株) マナ・ティー	広島県安佐南区緑井四丁目30-20	山本 学	退店

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	備考
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	南脇 政文	
(有) ひきの	島根県安来市安来町761-4	引野 勝之	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) 落合	鳥取県米子市角盤町一丁目27-8	落合 伸介	
(有) つるだや	鳥取県米子市角盤町三丁目100	鶴田 陽介	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
山本 孝之	鳥取県日野郡日南町生山720		
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119-2	泉 司	
(有) フォト文具いちかわ	島根県安来市広瀬町893	市川 洋二	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32-13	指田 努	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 宏光	入店

(4) 変更の年月日

平成26年10月29日

2 届出年月日

平成26年11月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市産業振興部商工観光課 (安来市伯太町東母里580番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成26年12月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山京平成支店 島根県松江市平成町182番地17

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

山京商事株式会社 代表取締役 安食 正則 島根県松江市平成町182番地17

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 2,080平方メートル

(変更後) 2,640.50平方メートル

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) なし

(変更後) 5台（建物南側）

(4) 変更する年月日

平成27年8月1日

2 届出年月日

平成26年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第688号

道路改良工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県雲南県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系松笠川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年12月12日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 雲南市掛合町松笠757番4
 - (2) 雲南市掛合町松笠767番16地先、同751番9地先及び同757番5
 - (3) 雲南市掛合町松笠757番4地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 土地 523.81平方メートル
 - (2) 土地 491.06平方メートル
 - (3) 土地 137.36平方メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成26年中国地方整備局告示第190号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成26年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画事業の種類及び名称
益田都市計画道路事業3・6・14号元町人麿線
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
益田市昭和町 益田県土整備事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 島根県益田市須子町及び高津二丁目地内
 - (2) 使用の部分 島根県益田市須子町及び高津二丁目地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年12月12日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月26日（木）

ただし、システム構築期限は、平成27年3月24日（火）とする。

(4) 納入場所

島根県立情報科学高等学校（島根県安来市能義町310）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6603

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成26年12月12日（金）から平成27年1月9日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時

平成27年1月22日（木）午前10時まで（郵便入札にあつては、平成27年1月22日（木）午前9時必着）

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第4会議室（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年1月22日（木）午前10時から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第4会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成27年1月9日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A complete set of computer systems

Desired Date of Delivery : 26 March 2015

Place of Delivery : Shimane Prefectural Johokagaku High School 310 Nogicho, Yasugi-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 22 January 2015 (Applications by mail must arrive at the Office above by 9 : 00 a.m. 22 January 2015)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成26年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	11,600
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	163,327
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
仁多選挙区	3,927
邑智選挙区	5,787
鹿足選挙区	4,188
隠岐選挙区	5,935
松江選挙区	55,545
浜田選挙区	15,943
出雲選挙区	46,701
益田選挙区	13,586
大田選挙区	10,461
安来選挙区	11,303
江津選挙区	6,984

雲南・飯石選挙区

12,966

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

163,327

島根県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成26年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム伯寿の郷（ユニット型）	安来市伯太町安田1705	平成26年12月3日
地域密着型特別養護老人ホームあいサンホーム	仁多郡奥出雲町上阿井424-1	平成26年12月4日